

小売物価統計調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は消費生活上重要な商品及びサービスの小売価格または料金を調査し、これに基づいて、消費者物価指数、その他物価に関する資料を作成し、消費生活に関する経済施策の基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査地域

調査都市については、一般地区、繁華街地区の2種類の調査地区を、それぞれ調査地区に指定している。一般地区は、あらかじめ定められた数だけ無作為抽出した事業所調査区に隣接する4事業所調査区を合併したものである。この繁華街地区は、一般地区とは無関係に設定している。

(3) 価格報告者

各調査品目ごとに、各調査地域内において、その品目に対しての販売量の最も多い小売り店舗、または事業所等（以下「店舗」という。）の事業主を価格報告者としている。

(4) 調査日

毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日について調査している。また、生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物については、5日、12日及び22日を含む週の水、木、金曜日の3日を調査日とし、この3日間のうち、いずれか1日を含む前3日間の中値を調査している。

(5) 調査品目

家計支出上重要な580品目を調査している。これらの品目については、基本銘柄及び調査単位を指定しており、品目の性質、価格取集数（調査する店舗の数）などにより、次のように区分している。

- A品目……一般地区で1地区1価格ずつ調査する。
- B品目……1繁華街で3価格ずつ調査する。
- C品目……1繁華街で3価格ずつ調査する。
- D品目……1市で原則として1価格ずつ調査する。
- E品目……全国又は1市で1価格ずつ調査する。
- S品目……1市で定められた価格数調査する。

(6) 調査価格

指定した店舗で実際に販売している正常価格を調査している。廉売価格、災害に原因する一時的な異常価格、月賦販売多量販売による特殊価格および中古品の価格は調査しない。

※ 調査品目及びその品目の指数作成上のウェイトについては、次頁以降に掲載。

消費者物価指数の概要

(1) 指数の性格

消費者物価指数は、三重県の消費世帯（農林漁家世帯及び単身世帯を除く。）の購入する商品とサービスの物価の変動を時系列的に測定するものである。

(2) 基準時及び基準時価格

基準時は平成7年（暦年）の1か年である。基準時価格は小売物価統計調査による小売物価の平成7年1月から12月の単純平均値である。

(3) 価格資料

価格は小売物価統計調査における小売物価（実際に販売している平常の小売価格）である。毎月の中旬（12日を含む週の水、木、金曜日のいずれか1日）の価格によっている。ただし、生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物については、5日、12日及び22日を含む週の水、木、金曜日の3日を調査日とし、この3日間のうち、いずれか1日を含む前3日間の中値を調査し、月価格の単純平均を求めている。

(4) 指数品目

指数に採用する品目は、家計支出上で重要度の高いものを主として、580品目（銘柄）を選定した。

(5) ウェイト

指数品目のウェイトは、家計調査による平成7年の平均支出金額から算出した。

(6) 算式

算式は基準時加重相対法算式（ラスパイレズ式）である。

基準時価格 P_0 、比較時価格 P_t ウェイト W_0 とすれば算式は次の通りである。

$$\frac{\sum_{i=1}^n \frac{P_t^i}{P_0} * W_0^i}{\sum_{i=1}^n W_0^i} \quad (i: \text{品目})$$

(7) 指数の構成

総合指数と、10大費目指数、及びこれを細分化した中分類指数を作成している。また、作成範囲は、三重県5市平均、津市、伊勢市、上野市、鈴鹿市、尾鷲市となっている。

※ 持家の帰属家賃とは、持家の住宅を借家とみなした場合支払われる家賃。